

平成 26 年 4 月から 国民年金の取扱いが変わります

これまで、「免除・納付猶予」「学生納付特例」が申請できる期間は 1 年間でしたが、法律が改正され、平成 26 年 4 月からは、申請時点から 2 年 1 か月前まで、さかのぼって申請できるようになります。

《申請時の注意点》

- 複数年度の申請を希望される場合は、年度毎に申請書の提出が必要となります。
 - 過去の所得で審査します。
申請する年度に対応する前年所得に基づき審査を行います。「免除・納付猶予」を申請される場合で、世帯主や配偶者がいる方は、世帯主や配偶者の所得審査がありますので、ご本人の所得が少ない場合でも免除・納付猶予が承認されない場合があります。
 - 平成 26 年 4 月以降、すみやかに申請をしてください。
過去分の免除等の申請は、申請が遅れると次のとおり申請できる期間が短くなります。
- ▶平成 26 年 4 月に申請する場合
⇒ 平成 24 年 3 月分までさかのぼって申請が可能
 - ▶平成 26 年 5 月に申請する場合
⇒ 平成 24 年 4 月分までさかのぼって申請が可能



国民健康保険の被保険者証は届きましたか？

4 月 1 日からご利用いただく高島市国民健康保険の被保険者証を「簡易書留」で郵送しました。

被保険者証がお手元に届いたら、必ず記載内容をご確認ください。

配達日にご不在の場合は、郵便局で保管されています。まだお手元に届いていない方は、堅田郵便局コールセンター（☎ 077-572-2512）にご連絡ください。

なお、4 月中頃からは、住所地の支所（新旭地域の方は市役所保険年金課）でお預かりしますので、各支所または保険年金課へご連絡をお願いします。

就職・退職に伴う健康保険・年金の手続きはお済みですか？

現在、国民健康保険・国民年金に加入されている方が、就職などで新たに社会保険に加入される場合や、退職などで社会保険の資格を喪失し、国民健康保険・国民年金に加入される場合は、手続きが必要です。各支所または市役所保険年金課でお早めに手続きをしてください。

☎ 保険年金課 ☎ (25) 8137

平成 26 年度から 国民年金保険料の前納額が変わります

平成 26 年度国民年金保険料額	平成 26 年度 15,250 円 (月額) … 平成 25 年度 15,040 円から 210 円引上げ
平成 27 年度国民年金保険料額	平成 27 年度 15,590 円 (月額) … 平成 26 年度 15,250 円から 340 円引上げ
6 か月前納	平成 26 年 4 月～平成 26 年 9 月分、平成 26 年 10 月～平成 27 年 3 月分
	・口座振替の場合：90,460 円 (毎月納める場合より 1,040 円の割引) ・現金納付の場合：90,760 円 (毎月納める場合より 740 円の割引)
1 年前納	平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月分
	・口座振替の場合：179,160 円 (毎月納める場合より 3,840 円の割引) ・現金納付の場合：179,750 円 (毎月納める場合より 3,250 円の割引)
2 年前納	平成 26 年 4 月～平成 28 年 3 月分 ※現金納付のお取り扱いはありません。
	・口座振替の場合：355,280 円 (毎月納める場合より 14,800 円の割引)

※初回は、原則、前月分と前納分を引落になります。6 か月前納・1 年前納・2 年前納の申込期限は、2 月末です。(4 月末に口座から引き落とされます。)

☎ 大津年金事務所 ☎ 077 (521) 1789 ☎ 保険年金課 ☎ (25) 8137

高島市民病院での外来受診の流れ



ご不明な点がございましたら、お気軽に病院職員にお尋ねください。 ☎ 高島市民病院 ☎ (36) 0220